

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例
施行規則の一部を改正する規則 概 要

令 和 3 年 6 月
総務部行政改革推進課

1 改正趣旨

令和2年9月議会において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「番号条例」という。）及び「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」（以下「住基条例」という。）を一部改正し、千葉県が独自に個人番号を利用する事務（以下「独自利用事務」という。）を1事務について追加し、2事務について既存事務の対象を拡大したことに伴い、所要の規定整備を行う。

2 改正内容

（1）番号条例別表第1及び住基条例第3条第2号に定める以下の独自利用事務の詳細を定める。

- ・ 公立の高等学校等専攻科の生徒に対する修学のための支援金の支給に関する事務

（2）番号条例及び住基条例に規定されている次の独自利用事務（教育費の支給）の対象に高等学校等専攻科の生徒の保護者を加える

- ・ 私立の高等学校等に在学する低所得世帯に対する授業料以外の教育費の支給事務
- ・ 国公立の高等学校等に在学する低所得世帯に対する授業料以外の教育費の支給事務

3 施行期日 令和3年7月1日